

Chukaiモアサポートサービス規約

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社中海テレビ放送(以下「当社」という)より「Chukai モアサポートサービス」の提供を受ける者(以下「加入者」という)と、当社との間におけるサポート対応、料金の請求等について適用されます。

第2条 規約の範囲・変更

当社は、加入者に事前の通知を行うことなく本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が本規約を変更する場合には、加入者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に加入者は当該掲載内容を了解したものとします。

第3条 Chukai モアサポートサービス契約の成立

当社は、Chukai モアサポートサービスの申込があったとき、次に規定する条件を満たす場合のみこれを承諾します。

(1) 当社が提供するテレビ多チャンネルサービス、インターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスのいずれか、サポート対象のサービスに加入していること。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことがあります。

(1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合

(2) 加入者が自己に課せられた債務の履行を怠った事がある等、本規約上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

(3) 加入者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備がある場合

(4) 料金等の支払方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(5) 加入者が本規約に違反するおそれがあると認められる場合

(6) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合

第4条 契約の単位

契約の単位は、世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第5条 サービスの提供

当社は、第3条の規定に従い契約が成立した場合は、本規約に基づき、Chukai モアサポートサービスメニューに規定されたサービスを月額固定料金500円(税込550円)にて、契約を開始した翌月から契約が解除もしくは解約となった月まで毎月課金する事により、サービスを受けることが出来るものとします。

2 当社は、当社のサービス提供エリアにおいてChukai モアサポートサービスを提供します。

3 当社は、午前9時15分～午後6時までに電話で受け付けしたものを対応します。

第6条 加入者の履行義務

機器の設置、撤去、保安等の工事、点検を行う為に、必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉において、責任を負うものとします。

2 加入者は、終端装置のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の放送受信設備あるいは電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第7条 工事費・設定費等

当社は、Chukai モアサポートサービスを提供する際、別表に定める工事費、設定費等を請求します。ただし、加入者工事、サポートの着手前にその契約の解除又はその工事のキャンセル(以下「解除等」という)があった場合は、この限りではありません。

2 工事、サポートの着手後完了前に契約解除等があった場合は、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第8条 除外事項

当社は、加入者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、Chukai モアサポートサービスの提供を行わない場合があります。

(1) 第3条1項の条件を満たしていない場合

(2) 第3条2項のいずれかに該当すると当社が判断する場合

(3) 当社がサービスを提供するにあたって必要 な協力を得られず、作業が困難な場合

(4) 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法、違反行為のほう助となる作業や、当社が別に定める約款で禁止している行為を当社に要求する場合

(5) その他、加入者の責によりサービスの提供が困難となる場合

第9条 免責事項

当社は、Chukai モアサポートサービスの提供をもって、放送の受信、録画やダビングの完了、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルス対策、ソフトウェアの完全なインストール、電話の通信品質等を保証するものではありません。

2 当社は、加入者が当社所定の書面に押印または署名することによりサービスの提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

3 当社は、サービスの提供中サービス対象機器等が故障した場合、当社の責めに期すべき理由がある場合を除いて、その機器等の補償を行いません

4 当社は、サービスの提供中に発生したデータの変化・消失およびそれに伴う二次的な損害について、いかなる補償も行いません。

第10条 請求と支払い等

加入者は、工事費等を当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により当社に支払うものとします。支払い方法は原則として自動振替によるものとします。

2 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、加入者の負担とします。

3 加入者は、モアサポートサービス料金又は工事費等について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第11条 最低利用期間

Chukai モアサポートサービスは、1年間の最低利用期間を設けます。加入者は、加入契約の翌月から1年以内に解約を申し出る場合、最低利用期間の月額利用料の支払いを要します。

第12条 サービス契約の有効期限

サービス契約の有効期限は、契約成立の日から3年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者のいずれかがその相手方に何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

第13条 Chukai モアサポートサービスの解約

加入者は、サービス契約を解約しようとする場合、解約を希望する10 日以上前に当社に文書で申し出るものとします。

第14条 サービスの利用の停止及び解除とサービスの提供について

加入者がサービス料金又はその他の債務を2ヶ月以上、また加入金又は工事費等を1ヶ月以上滞納した場合、当該加入者に催告の上サービスを停止し、あるいはその利用契約を解除することができるものとします。

第15条 個人情報の保護

当社は、保有する個人情報の諸情報(加入個人に関する情報で、加入者個人を識別できる情報をいう。以下「個人情報」という)を第三者に提供しません。但し次の場合を除きます。

(1) 当社サービスを提供する上で必要となる場合。

(2) 当社サービスの向上を目的とした調査を行う場合。

(3) 調査の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にして第三者に開示または提供する場合。

(4) 加入者の同意を得た上で個人情報を開示または提供する場合。

(5) 当社のサービスに必要な業務の目的のために外部業者に委託する場合。

(6) 法令等の規定により提供が認められている場合、または法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合。

(7) 当社が伝送路設備等を借り受けている機関に対して、工事やその他の業務に必要な情報を提供する場合。

(8) 加入者が賃貸住宅、分譲住宅にて、当社のサービスを受けている場合に、当社が施設所有者、及び管理責任者(管理組合等)に対して、工事やその他の業務に必要な情報を提供する場合。

第16条 領収書の省略

当社は、サービス料金又は工事費等の自動振替による支払いについては、原則として加入者への領収書は発行しないものとします。

第17条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社及び加入者は、本規約の趣旨に従い誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第18条 紛争の処理

当社サービスについて、当社と加入者との間に紛争が生じた場合、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附則 この規約は平成25年4月1日より施行します。